

# 欠席の手続き

授業の欠席が、その事由から公欠の扱いになる場合があります。公欠は、大学から科目担当教員に連絡します。学生が個人的に科目担当者に願い出ても公欠の扱いにはなりません。

## ● 学校伝染病

学校伝染病と診断された場合は、医師の通学許可が出るまで登校することができません。医師の診断書（期間を記載してもらうこと）に基づき、発病から通学許可が出るまでの期間を公欠の扱いとします。

## ● 裁判員制度による裁判への参加

授業運営課で手続きが必要です。別途掲示を確認してください。

## ● 近親者の忌引き

近親者が死去し喪に服する場合は、所定の忌引届の用紙に必要事項を記し、会葬礼状など証明する書類を添えて、忌引き期間最終日から2週間以内に授業運営課に提出してください。

なお忌引きとして取扱う日数は次のとおりとし、その期間は公欠の扱いになります。ただし、法事による欠席は忌引きの扱いにはなりません。

